

旧R D最終処分場問題連絡協議会設置要綱（改正版）

（趣旨）

第1条 旧R D最終処分場問題について、周辺6自治会（赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツ）、栗東市および滋賀県は、次に掲げる内容に関する情報を共有して意見を交換するため、「旧R D最終処分場問題連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

- （1）二次対策工事の具体的方法
- （2）二次対策工事实施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認
- （3）一次、二次対策工事の有効性の確認
- （4）その他二次対策工事实施に起因する問題等

（組織）

第2条 協議会は周辺6自治会の会員、栗東市職員および滋賀県職員のうち、それぞれ別表に定める者で構成する。

2 協議会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室に置く。

（協議会の運営方法）

第3条 議事の進め方については次に掲げるところによる。

- （1）進行は事務局が行う。
- （2）事務局が調査結果等の資料を報告し、意見交換を行う。
- （3）協議会は、公開とする。

2 協議会は、原則として水質調査結果がまとまる時期に合わせ少なくとも年4回開催とするが、周辺6自治会のそれぞれの代表者、栗東市または滋賀県から開催の要望があった場合は、随時、開催する。

3 協議会において必要と認められる場合は学識経験者（以下「アドバイザー」という。）のアドバイスを受けることとし、次に掲げる事項に基づき実施する。

- （1）アドバイザーは、旧R D最終処分場有害物調査検討委員会の元委員および必要な分野の専門家とする。
- （2）アドバイザーに対する質問事項等は、あらかじめ協議会で話し合うこととする。
- （3）原則として事務局がアドバイザーを訪問しアドバイスを受け、その結果を協議会で報告する。
- （4）必要と認められる場合は、現地においてアドバイスを受ける他、協議会に出席を求め直接アドバイスを受けるものとする。

（傍聴者の取り扱い）

第4条 傍聴者からの発言は認めない。

（協議会の議事録の取りまとめ）

第5条 協議会を開催したときは議事録を取りまとめ、遅くとも2ヶ月以内を目途に公開するものとする。

（疑義の決定）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会で決定する。

付 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年9月14日から施行する。

別表

協議会構成員

周辺6自治会（赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツ）
各自治会から選任された自治会員

栗東市

副市長

環境経済部長

環境経済部環境政策課の職員

滋賀県

琵琶湖環境部長

琵琶湖環境部参与

琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の職員